別表第四十一の一号（第144条関係）

有線一般放送（有線一般放送にあつては、小規模施設特定有線一般放送を除く。）

業務開始届出書記載事項変更届

令和　　年　　月　　日

総務大臣　殿

郵便番号　１００－８９２６

住所　東京都千代田区霞が関２－１－２

(ふりがな)

氏名

電話番号　０３－５２５３－６１１１

有線

地上

令和○年○月○日付けの　　　一般放送（有線一般放送にあつては、小規模施設特定有線一般放送を除く。）業務開始届出書の記載事項の一部を次のとおり変更するので、放送法第133条第２項の規定により届け出ます。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 変更事項 | 変更前 | 変更後 | 変更の理由 | 予定期日 |
| 業務を執行する役員の氏名 | ○○　○○ | □□　□□□ | ○○　○○の退職により、□□　□□□を新役員として選任する予定であるため | 令和○年○月○日 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

**以下の書類も添付する。**

**○　一般放送の業務区域を変更しようとする場合は、変更前及び変更後の一般放送の業務区域を記載した地図**

**○　再放送の同意に係る事項（再放送同意書）（当該変更に係るものに限る。）**

**○　道路法の規定に基づく許可その他法令に基づく処分又は所有者等の承諾の事実を証する書面の写し（当該変更により、登録（又は直前の変更登録）の申請時に提出した書類に変更が生じる場合、新たに許可等が必要となる場合に限る。）**